令８単施委-26 号　ガス水道施設除雪業務委託仕様書

１　概　要

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和４年魚沼市告示第 159 号）に定めるもののほか本仕様書に従い実施するものとする。

２　履行場所

魚沼市内 一円

３　履行期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

４　業務内容

魚沼市内のガス水道施設（別紙「位置図」のとおり）の除雪業務を行うものとする。なお、作業日は以下のとおりとする。

(1) 発注者が指示する日

【施設数】

機械除雪： ４施設、 32 時間（別紙「位置図」及び「除雪業務予定時間一覧」のとおり）

人力除雪：46 施設、515 時間（別紙「位置図」及び「除雪業務予定時間一覧」のとおり）

５　除雪作業の形態

発注者は、除雪作業を次表の作業形態で受注者に委託するものとする。

区　分	作業形態	作業内容
ガス水道施設 機械除雪	借上委託	受注者の除雪機械、作業員で、発注者の指示により除雪作業を行う。
ガス水道施設 人力除雪		受注者の作業員で、発注者の指示により除雪作業を行う。

６　除雪機械等の条件及び委託業務実施基準

（１）除雪機械等は次の規格以上のものを使用すること。

①小型除雪機 25ps 級（別紙「除雪業務予定時間一覧」のとおり）

②小型除雪機 38ps 級（別紙「除雪業務予定時間一覧」のとおり）

③バックホウ 0.13m3 級（別紙「除雪業務予定時間一覧」のとおり）

④スノーモービル 600cc（別紙「除雪業務予定時間一覧」のとおり）

（２）除雪作業は、当該施設の積雪が概ね 120ｃｍ以上の場合に実施するものとする。

（３）そのほか、当該施設の故障により緊急で除雪の必要が生じた場合など、発注者からの連絡を受けたときに協議の上、実施するものとする。

（４）指定規格以外の除雪機械を使用する場合は、作業前に発注者と協議すること。

7　一冬の除雪作業予定数量

区　分	作業時間・回数				
	人力除雪	小型除雪機（25ps 級）	小型除雪機（38ps 級）	バックホウ（0.13m3 級）	スノーモービル（600cc）
日　中	515 時間	8 時間	16 時間	8 時間	3 回

※除雪機械等の使用箇所は、別紙「除雪業務予定時間一覧」のとおり

（1）契約は、人力除雪及び各機械等による除雪（運転手を含む。）については 1 時間当たり、各機械の運搬及びスノーモービルの使用については 1 回当たりの単価契約とする。

（2）予定数量は、契約期間内においてその数量を保証するものではなく、実際の数量が増減した場合及び前記の規格以外の機械を使用した場合でも契約単価は変わらないものとする。ただし、大幅な変動が生じた場合は、発注者と受注者協議の上、決定することができる。

（3）時間帯区分

区　分	時　間　帯
日　中	8:00～17:00

（4）除雪作業は原則日中に行うこと。上記時間帯以外で作業を行った場合でも、契約単価は変わらないものとする。

8　提出書類

（1）受注者は、契約後に次の事項が分かる書類を提出するものとする。

①緊急時の連絡方法及び連絡先

②予定しているオペレーターの氏名及び保有する免許の種類

（2）受注者は、１か月ごとに作業報告書及び作業前・作業後の写真を提出すること。ただし、発注者が必要でないと認めたときは、この限りでない。

9　安全管理

作業の安全管理については、すべて受注者の責任において行うものとし、事故を未然に防ぐよう徹底するものとする。

10　損　害

委託業務の実施について生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

受注者は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、速やかにその旨を発注者に報告し、その損害を賠償しなければならない。

11　業務の中止

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託業務を中止することができる。この場合において、委託業務の中止により受注者が損害を受けたとしても、受注者は、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

（1）受注者の責めに帰する理由により委託業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。

（２）この仕様書に定める内容に違反したとき。

12　委託料

委託料は、各種除雪業務１時間当たりの単価に発注者の確認した実稼働時間を乗じて得た額と各機械の運搬及びスノーモービル使用１回当たりの単価に発注者の確認した実稼働回数を乗じて得た額を合算した額に、消費税相当額を加算した額とする。

（１）実稼働時間

人力及び除雪機械が連続して除雪作業を行っている時間であり、作業中断時間は控除する。暖機運転は、一稼働当たり 15 分を実稼働時間に加えることができる。

（２）計算単位

１か月の実稼働延べ時間に１時間未満の端数が生じた場合は、その端数が 30 分以上の時は１時間とし、30 分未満の時は切り捨てるものとする。

13　委託料の支払い

月払いとし、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払うものとする。

14　その他

（１）本業務を実施するにあたり、発注者は、詰所待機等に伴う受注者への補償料及び委託料を原則、支払わないものとする。

（２）この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者協議の上、決定するものとする。